参考資料３

**都道府県知事が審議会等の意見を聴くことが必要とされる事項**

・都道府県知事による利用等（法第１８条第２項）

法第１８条第１項第３項の規定により、同項第２号に掲げるものに準ずる者を定め、都道府県がん情報、特定匿名化情報を利用又は提供する場合

・市町村等への提供（法第１９条第２項）

都道府県がん情報のうち、当該市町村のがん情報、特定匿名化情報を提供する場合

・その他の提供（法第２１条第１０項）

調査研究を行う者へ都道府県がん情報を提供する場合（同条第８項）

調査研究を行う者へ匿名化した情報を提供する場合（同条第９項）

**１　都道府県がん情報の利用**

・都道府県がんデータベースを整備し、又は保存する情報の対象範囲を拡大する場合（法第２２条第２項）

ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報（地域がん及び都道府県がん情報）である場合は、この限りでない。

・都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報を匿名化するとき（法第２２条第４項）

・届出対象情報以外のがん情報（法第２２条第１項第２号に規定）を保有する者を政令第６条第２項第９号の規定に従って指定するとき  
（政令第６条第３項）

**２　都道府県がんデータベース**

**３　権限及び事務の委任**

・法第２４条（都道府県知事の権限及び事務の委任）に規定する、都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者を指定するとき  
（政令第８条第２項）